

第1章 ビジョン策定方針

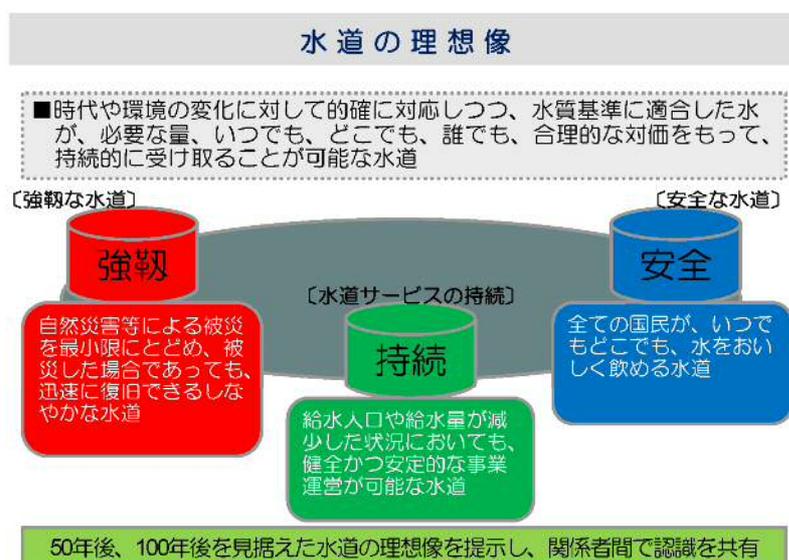
第1章 ビジョン策定方針

1.1 策定の目的

厚生労働省は、平成16年6月に「水道ビジョン」を策定しました。「安心・安定・持続・環境・国際」の5つの施策課題を掲げ、それに対処するための施策を包括的に明示し、公表しています。その後、「水道ビジョン」を実現化するため、平成17年10月に、全国の水道事業体等に対して「地域水道ビジョン」の策定を求めています。

平成20年に水道ビジョンを時勢に見合った内容に改訂した後、平成25年3月には、今後の人口減少傾向や東日本大震災の経験を踏まえた内容で見直し、「新水道ビジョン」を公表しました。

「新水道ビジョン」では、水道水の安全の確保を“安全”、確実な給水の確保を“強靱”、供給体制の持続性の確保を“持続”と表現し、これら3つの観点から、50年後、100年後の水道の理想像について、具体的に示しています。



厚生労働省「新水道ビジョン」より

立山町水道事業でも、他自治体と同様、水道事業の運営に関する課題を抱えています。まず、人口の減少傾向が続いているため、今後、水道普及率が向上したとしても、大きな水量増加は見込めません。よって、料金収入の増加にも大きな期待はできません。

また、近年の大きな災害による断水状況から、災害時でも水道水を供給できるよう、施設や管路の耐震化が求められています。

このような状況の中、現在の水道施設は更新時期が迫ってきているため、費用を投入して、計画的な更新を行っていく必要があります。

更に、水質の高レベル化や水道サービスの向上等、水道に対する要求は、年々高まってきています。

今後、水道を取り巻く環境は、ますます厳しさを増すことが予想されますが、利用者のニーズに的確に応え、安全・安心な水道水を安定して供給するための目標と実現方法を明確にするために、「立山町水道ビジョン」を策定しました。

1.2 計画期間

計画期間は、平成28年度から10年後の平成37年度までとします。

また、策定したビジョンについては、達成状況や進捗状況を定期的に見直し、必要に応じて見直しを行い、実現に向けて取り組めます。

1.3 水道ビジョンの位置づけ

立山町では、平成23年5月に「第9次立山町総合計画」（計画期間：平成23年度～平成32年度）を策定し、基本理念を「人・自然・絆を大切にし、守りながら、みんなが輝く共生のまちづくりに努めます。〔～発展と伝承を私たちの手で～〕」と掲げ、立山町が有する豊かな地域資源を活かしたまちづくりを進めています。

水道事業においても、町総合計画を上位計画と位置付け、水道を取り巻く社会情勢の変化や、水道に対するニーズの高度化に対応するため、事業の安定化を図り、住民の快適な生活環境を維持しなければならないと考えています。

そこで「立山町水道ビジョン」を策定し、現状と将来見通しを分析・評価したうえで、目指すべき将来像を描き、『豊かな自然のおいしい水を次代のために』を基本理念として、現状の課題と目標を反映した3つの基本方針を掲げ、将来に向けて水道事業の改善に努めていきます。



